

## 平成 19 年度の決算見込みを家庭の家計簿に例えると。

### いしかわ家の家計簿

支 出		収 入	
生活費 (県の職員、学校の先生、警察官などの給料)	161 万円	給料 (県税、地方交付税、国からの補助金など)	379 万円
家の増改築費 (道路、公園整備などのハード事業に要する経費)	132 万円	その他収入 (使用料及び手数料など)	67 万円
教育費・医療費・介護費など (教育、福祉などのソフト事業に要する経費)	152 万円	預貯金の引出 (基金の取り崩しなど)	9 万円
ローン返済 (県債の返済 うち62万円が地方交付税などにより補てんされました。)	92 万円	ローン借入 (県債の発行 うち45万円が地方交付税などにより補てんされます。)	86 万円
合計	537 万円	合計	541 万円
翌年度の支出	3 万円		
再計	540 万円		

前ページの平成 19 年度一般会計決算見込みを、わかりやすく、より身近なものとしていただくために、10 万分の 1 の金額 (例えば 5,410 億円 541 万円) にして家庭の家計簿に例えて作成してみました。

能登半島地震復興基金造成のための支出と収入(県債)それぞれ 500 億円分は除いてあります。

この結果、平成 19 年度のいしかわ家は収入 541 万円に対して、支出額が 537 万円になる見込みです。収入から支出を引くと 4 万円の黒字となりますが、そのうち、翌年度の支出にまわす金額を除くと、実際は 1 万円の黒字になる見込みです。

なお、預貯金の引出 9 万円を含めた上での 1 万円の黒字であることに留意する必要があります。

これからも健全な家計維持に努め、家族の夢の実現に向け取り組んでいきます。

## ふるさとと納税について

「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを実現するため、県・市・町に寄附した場合、個人住民税及び所得税を一定限度まで控除する仕組みとして、いわゆる「ふるさと納税制度」が創設されました。

この制度は、納税者個人が生まれ育ったふるさとに貢献したい、あるいは、自分と関わりの深い地域を応援したいという思いを実現する観点から、寄附という手続きを通じ、納税者が自らの意思で納税先の県・市・町を選択できるものです。

### 1 「ふるさと納税制度」の仕組み

「ふるさと納税」の仕組みは、「ふるさと」等に対する個人からの寄附金について、5千円を超える額を住所地の個人住民税所得割（税額控除）及び所得税（所得控除）から控除することで、実質的に納税者が希望する自治体への納税と同等の効果が得られるというものです。

なお、住所地以外の県・市・町だけでなく、住所地の県・市・町に寄附をした場合でも、同様に控除が受けられます。

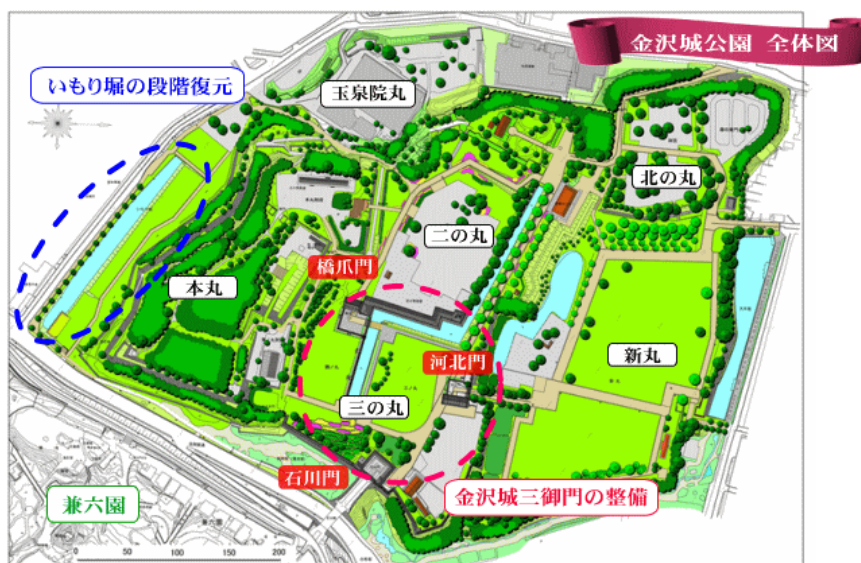
寄附金のうち、控除されるのは、5千円を超える分です。また、控除される額には、上限があります（翌年度の個人住民税所得割のおおむね1割）。

寄附金控除を受けるには、当方から送付いたします寄附金の受領を証明する書類等を添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。なお、住民税のみの寄附金控除を希望される方は、お住まいの市町で住民税の「寄附金税額控除申告書」を提出していただくことになります。

寄附金控除制度については、税務課（電話：076-225-1272）までお問い合わせ下さい。

### 2 「ふるさと納税制度」による寄附金の使い道の例

石川県では、お寄せいただきました寄附については、本県の誇る豊かな自然環境の適切な保全、介護予防や生きがいづくりの推進など高齢者の健やかな暮らしのための支援、子育て家庭への支援、ふるさと教育を推進し、郷土を愛し、誇りに思う意識の育成、さらには、金沢城の復元整備など「ふるさと石川」の魅力アップにつながる施策に活用したいと考えています。



### 3 「ふるさと納税制度」による寄附の方法

#### 寄附の申込

まず、寄附申出書に、必要事項を記入の上、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法にて、申し込みをしていただきます。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁 県民文化局 県民交流課 あて  
ファックス 076-225-1363  
電子メール e130500@pref.ishikawa.lg.jp

必ず寄附申出書によりお申し込み願います（寄附申出書は県民交流課のホームページよりダウンロードするか、電話(076-225-1361)でお取り寄せすることができます。）

ホームページ：<http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/furusatonouzei/index.htm>

#### 寄附金の払い込み

寄附申出書により、納付書払い、口座振込み、現金持参のいずれかを選択していただきます。現金持参の場合は、下記までお願いします。

（受付時間は9:00～17:00（土日祝日を除く）です。）

- ・石川県庁 行政庁舎10階 県民交流課
- ・石川県東京事務所  
（東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階 電話：03-5212-9016）
- ・石川県大阪事務所  
（大阪府大阪市北区西天満4-14-3 住友生命御堂筋ビル2階 電話：06-6363-3077）

